

## 三重県社会福祉法人経営青年会会則の一部変更について

### ◇提案理由

経営青年会の会員は、会則に定められた通り「満50歳未満の社会福祉法人及び社会福祉施設に所属する青年役職員とする」とあることから、満50歳に達した年度末に卒会となる。

令和3年度の役員2名の卒会に伴い「監事」が1名欠員となっているが、会計及び監査は親会である「三重県経営者協議会」にてされ、総会にて承認されており、会費についても全国経営青年会にて請求されていることから、今後も独立した会計を行わない予定である。

また、副会長は2名と定められているが、親会同様3名とし、異なる事業区分(高齢/障がい/児童・保育)の意見、情報を取り入れ、学習会の内容の充実を図りたいため、役員の選出人数及び監事の役割(一部)を変更したい。

### ◇変更案

旧	新
<p>(役員) 第9条本会に、次の役員を置く。役員は会員の中から総会において選出する。</p> <p>(1)会 長 1名 (2)副会長 2名 (3)委 員 若干名 (4)監 事 2名</p> <p>2 会長は、本会の設置趣旨に基づき、会務全般を掌握する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。</p> <p>4 委員は、役員会を構成する。</p> <p>5 監事は、<u>会務及び会計を監査</u>し、役員会及び総会に報告する。</p>	<p>(2)副会長 3名</p> <p>(4)監 事 1名</p> <p>5 監事は、<u>会務を監査</u>し、役員会及び総会に報告する。</p>

### 会則の変更日程

会則変更のための総会:令和6年6月17日開催の三重県経営者協議会総会

会則変更の効力発生日:令和6年6月17日開催の三重県経営者協議会総会にて承認された日

## 会則改正新旧対照表（改正：下線部分）

### 三重県社会福祉法人経営青年会会則

#### （性格）

第1条 この会は、三重県社会福祉法人経営者協議会（以下「三重県経営協」という。）会則第14条に基づいて設置される。

2 この会は、三重県経営協会則第14条2項に基づく本会則により運営されるものである。

#### （名称）

第2条 この会は、「三重県社会福祉法人経営青年会」（以下「本会」という。）と称する。

#### （目的）

第3条 本会は、三重県下の社会福祉法人及び社会福祉施設に所属する青年役職員の資質向上のために、三重県経営協の意見を聞き、社会福祉事業の経営に関する研究及び研修を行うことを目的とする。

#### （事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための研修
- (2) 社会福祉法人・施設における経営、財務、労務等諸問題に関する研究
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 三重県経営協事業への協力、参加
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

#### （会員）

第5条 本会の会員は、満50歳未満の社会福祉法人及び社会福祉施設に所属する青年役職員とする。

2 会員は満50歳に達した年度末をもってその資格を失う。

#### （入会）

第6条 本会への入会は、所属法人の理事長の推薦を得た者について、役員会が承認するものとする。

2 本会に入会と同時に全国社会福祉法人経営青年会に入会するものとする。

#### （退会）

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届けなければならない。

(除名)

第8条 会員が会員たる義務及び全国経営協「倫理綱領」に反し名誉を毀損したときは、役員会の議決を経て除名することができる。

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。役員は会員の中から総会において選出する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 委員 若干名

(4) 監事 2名

→3名

→1名

2 会長は、本会の設置趣旨に基づき、会務全般を掌握する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

4 委員は、役員会を構成する。

5 監事は、会務及び会計を監査し、役員会及び総会に報告する。

→会務を監査

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、三重県経営協役員か総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

(任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第12条 役員会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 規程の制定及び改廃に関する事項

(4) その他、会長が付議した事項

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の議事は、特段の定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 規程の制定及び改廃に関する事項

(4) その他、会長が付議した事項

- 2 総会は、会員の半数をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 総会の議長は、その都度出席会員の互選により選出する。
- 4 総会は、年1回以上会長が招集する。

(経費)

第14条 本会の経費は、三重県経営協会からの助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(附則)この会則は平成11年5月19日から施行する。但し、役員任期はこの会則11条の規定に拘わらず、平成13年3月31日までとする。

(附則)平成25年3月25日一部改正、平成25年4月1日から施行する。

→(附則)  
令和6年6月17  
日一部改正、同日  
から施行する。